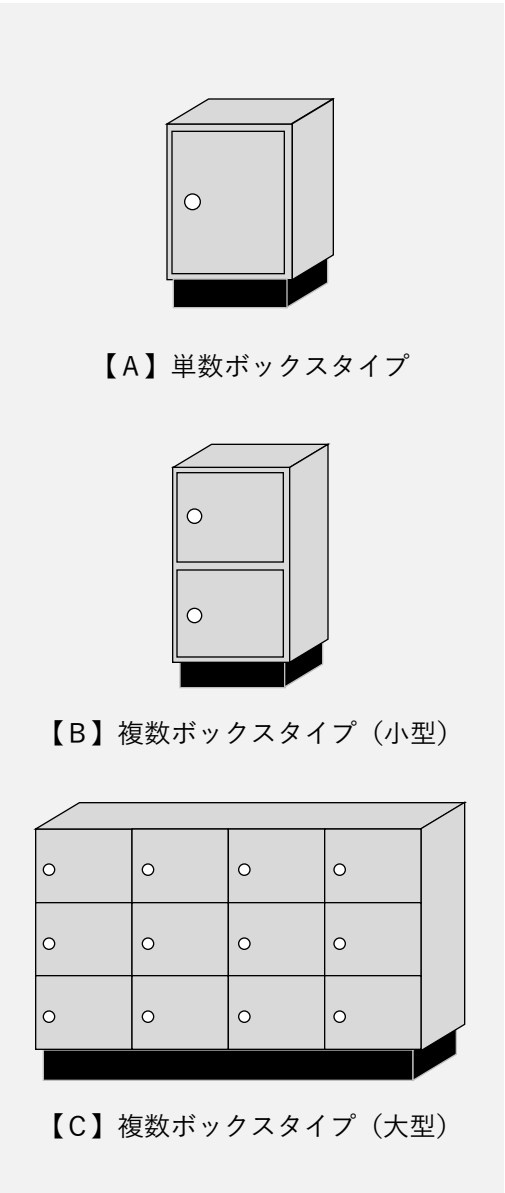


リフォーム

宅配ボックスの設置と補助額について

宅配ボックスには、さまざまなタイプがあります。それぞれのタイプと設置状況における申請方法は、以下の通りとします。



【A】単数ボックスタイプ

【B】複数ボックスタイプ（小型）

【C】複数ボックスタイプ（大型）

個人が自分の住戸について申請する場合（戸別申請）

- ① 戸建住宅に、【A】を設置した場合

※複数の宅配ボックスを設置しても同様です。
※【B】または【C】を設置しても同様です。

11,000 円
- ② 共同住宅に、【A】を自宅専用に設置した場合

※複数の宅配ボックスを設置しても同様です。
※【B】または【C】を設置しても同様です。

11,000 円
- ③ 共同住宅に住む個人(101号室)が、
隣人(102号室)と共同で【B】を設置し、それぞれ利用する場合

※101号室また102号室のいずれかが申請できます。（性能証明書の発行は1台に1枚発行されるため。）
※いわゆる二世帯住宅の場合も同様です。
※【C】を設置しても同様です。

11,000 円

管理組合等が建物全体について申請する場合（一括申請）

- ④ 【A】を全部または一部の住戸に各戸の専用として、1台ずつ設置した場合

※補助対象の設置台数は、対象住戸*の戸数を上限とします。
※【B】または【C】を各戸の専用に1台ずつ設置する場合も同様です。

設置台数×11,000 円
- ⑤ 【A】を共用として、1台または複数台設置する場合

※補助対象の設置ボックス数は、
対象住戸*の戸数+1または20のいずれか小さい方を上限とします。
※【B】を共用として設置しても同様です。

設置ボックス数×11,000 円
- ⑥ 【C】を共用として、1台または複数台設置する場合

※補助対象の設置ボックス数は、
対象住戸*の戸数+1または20のいずれか小さい方を上限とします。
※一部を各戸の専用で利用する場合も同様です。
※【A】または【B】と組み合わせて設置した場合も同様です。

設置ボックス数×11,000 円
- ⑦ 【A】を各戸の専用として、【C】を共用として両方を設置する場合

※補助対象の設置台数又は設置ボックス数は、
【A】のタイプは対象住戸*の戸数を上限、
【C】のタイプは対象住戸*の戸数+1または20のいずれか小さい方を上限とし、
全体の補助額は、「(対象住戸数+1)×11,000円」または「総戸数×11,000円」のいずれか小さい額
を上限とします。
※【B】を設置して構成する場合も同様です。

設置台数×11,000 円
+
設置ボックス数×11,000 円

* 必須工事（開口部の断熱改修、躯体の断熱改修、エコ住宅設備の設置）のうち2つ以上のカテゴリを含むリフォーム工事を実施した住戸